

## 内閣府のオフサイトセンターの指定・変更に係る手続規程に関する

### 原子力規制庁の対応について

平成28年3月16日  
原子力規制庁

#### 1. 趣旨

内閣府において「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続等に関する規程」(以下「規程」という。)を定めるにあたり、この規程を踏まえ、原子力規制庁の対応を以下のとおりとしたい。

#### 2. 原子力規制庁の対応

- (1) 今回内閣府が定める規程に対しては、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)の代替施設(以下「代替オフサイトセンター」という。)の指定又は指定の変更に係る意見聴取については、規程第4条第1項の規定に基づき内閣府政策統括官(原子力防災担当)から原子力規制庁長官へ意見照会があった場合には、緊急時対応に係る支障の有無等を明記した回答を原子力規制庁長官から内閣府政策統括官(原子力防災担当)へ回答することとしたい。
- (2) 現行の原子力規制委員会防災業務計画においては、代替オフサイトセンターの指定について、オフサイトセンターと同様に原子力規制委員会が内閣総理大臣に対して意見を述べる旨が規定されている。このため、本年4月1日付けで予定している原子力規制委員会防災業務計画の修正の中で、関連部分の修正を行うこととしたい。
- (3) なお、オフサイトセンターの指定又は指定の変更に係る意見聴取については、従来どおり、原子力災害対策特別措置法(以下「法」という。)第12条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から原子力規制委員会へ意見照会があった場合には、緊急時対応に係る支障の有無等を明記した回答案を原子力規制委員会に諮り、その結果を踏まえ、内閣総理大臣へ回答する。また、法第12条第1項及び第4項の規定に基づく内閣府令の制定又は改廃に係る意見聴取についても、同様に、法第12条第6項の規定に基づき、内閣総理大臣から原子力規制委員会へ意見照会があった場合には、原子力災害対策指針への適合状況等を明記した回答案を原子力規制委員会に諮り、その結果を踏まえ、内閣総理大臣へ回答する。

## 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（抄）

（緊急事態応急対策等拠点施設の指定等）

第十二条 内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、第二十六条第二項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点及び第二十七条第二項に規定する者による原子力災害事後対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他内閣府令で定める要件に該当するもの（以下「緊急事態応急対策等拠点施設」という。）を指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、緊急事態応急対策等拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策等拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かななければならない。

3 第一項の指定又は指定の変更は、官報に告示してしなければならない。

4 原子力事業者は、第一項の指定があつた場合には、当該緊急事態応急対策等拠点施設において第二十六条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる資料として内閣府令で定めるもの及び第二十七条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料として内閣府令で定めるものを内閣総理大臣に提出しなければならない。提出した資料の内容に変更があつたときも、同様とする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された資料を当該緊急事態応急対策等拠点施設に備え付けるものとする。

6 内閣総理大臣は、第一項及び第四項の内閣府令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かななければならない。

## ○原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令

（平成 24 年 9 月 14 日 文部科学省・経済産業省令第 3 号）（抄）

（緊急事態応急対策等拠点施設の要件）

第二条 法第十二条第一項の内閣府令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

原子炉設置者（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第	(1) 当該原子力事業所との距離が、五キロメートル以上三十キロメートル未満であつて、当該原子力事業所において行われる原子炉の運転等の特性を勘案したものであること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。 (2) 原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道路、ヘリポートその他の交通手段が確保でき
---	---

一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。)が設置されている者に限る。)

- ること。
- (3) テレビ会議システム、電話(人工衛星を利用したものを含む。)、ファクシミリ装置その他の通信設備を複数設置し、かつ、通信回線を複数設置すること。
  - (4) 法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備その他の放射線測定設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えていること。
  - (5) 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去及び被ばく者の救助その他の医療に関する措置の状況に関する情報を収集及び発信する設備を備えていること。
  - (6) 原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含め床面積の合計が当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能を十分発揮させることができるものであること。
  - (7) 当該原子力事業所を担当する原子力防災専門官の事務室を備えていること。
  - (8) 当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁の設置、換気設備の設置、放射線を遮へいするための空気浄化フィルターの設置その他の必要な措置が講じられていること。
  - (9) 人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の除去に必要な設備を備えていること。
  - (10) 報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。
  - (11) 休息及び仮眠のために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。
  - (12) 当該緊急事態応急対策等拠点施設及び設備の維持及び管理に関する責任の範囲が適正かつ明確であること。
  - (13) 法第十二条第四項の規定により提出された資料を保管する設備を有していること。
  - (14) 当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設( (2) から (13) までの要件及び (15) の要件を満たすものに 限る。 ) が当該原子力事業所との距離が、三十キロメートル以上であって、当該緊急事態応急対策等拠点施設からの移動が可能であり、かつ、当該原子力事業所 から当該緊急事態応急対策等拠点施設の方向とは年間の風向きを考慮して、異なる場所に複数存在すること。た

	<p><u>だし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(15) 自然災害が発生した場合における当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能の維持のための非常用電源及び配電盤の整備その他の必要な措置が講じられていること。</p>
--	--

(略)

○原子力規制委員会防災業務計画（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）

第3編第1章第5節 6 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備

○内閣総理大臣がオフサイトセンターを指定する際に、内閣総理大臣に対して意見を述べるものとする。また、オフサイトセンターが自然災害等で機能不全になったときに備え、あらかじめ代替施設を指定しておく際も同様とする。

(参考)

## ○防災基本計画（抄）

### 第 12 編 原子力災害対策編

#### 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

##### (9) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定，整備

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，原子力緊急事態宣言発出後に原子力災害現地対策本部を設置し，国，地方公共団体，原子力事業者等の関係機関が一堂に会し，情報の共有化を図り，関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための対策拠点施設をあらかじめ指定するものとする。

また，国，地方公共団体，原子力事業者等は，対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練等に活用するものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，対策拠点施設が自然災害等で機能不全になったときに備え，あらかじめ代替施設を指定しておくものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕，地方公共団体及び原子力事業者は，平常時より協力して，それぞれの役割と責任に応じて，対策拠点施設及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備，資機材，資料等について適切に整備，維持及び管理するものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，地方公共団体の対策拠点施設及びその代替施設の非常用通信設備の整備，対策拠点施設内の放射線防護対策等，施設の整備の推進を支援するものとする。

## ○原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日 原子力規制委員会）

### 第 2（9）オフサイトセンター等の整備

オフサイトセンターは、原子力災害が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていくための拠点となる。実用発電用原子炉のオフサイトセンターについては、PAZ及びUPZの目安を踏まえた範囲に立地すること、必要な放射線防護対策が講じられていること、地方公共団体等と緊密に連携できること、深刻な事態が生じた場合にも、迅速な立ち上げのための体制の整備、機能が維持できるよう代替施設の確保や通信経路の複線化等の方策が講じられていること等が必要である。また、オフサイトセンターにおいては、平時から、防災資料の管理、通信機器等のメンテナンス等を行うとともに、原子力防災専門官を含む防災関係者の定期的な連絡会や防災訓練により緊密な連絡調整を図っておく必要がある。オフサイトセンターの設置に当たって、国が指定する際には、地方公共団体等の意見を聴いて地域の実情を踏まえた対応を行うことが必要である。